

平成26年6月30日
教育振興課

国の教育改革の動きについて

- ◆ 教育再生実行会議の開催について閣議決定（平成25年1月15日）

- ◆ 「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」（平成25年4月15日）

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（平成26年6月13日）

- ◆ 「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」
（平成25年10月31日）

中央教育審議会高大接続特別部会において答申案審議（平成26年6月20日）

- ◆ 「今後の学制等の在り方について（第五次提言案）」（平成26年6月11日）

※ 第5次提言案については審議途中

＜提言案内容（報道等から抜粋）＞

- 3～5歳児の幼児教育について、段階的な無償化を進めた上で、幼稚園、保育所および認定こども園における5歳児の就学前教育について義務教育化を検討
- 小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、教育課程の区分を弾力的に設定。設置を促進するため国は教職員配置や施設整備等に対する財政支援を実施
- 学制改革に応じ、複数の学校種において指導可能な教科ごとの教員免許の創設や複数学校種の免許の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度改革を実施

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長(非常勤)については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外には、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に属する委員が生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、入選の工夫や研修の充実等が期待されるようになります。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議・調整を行うほか、教育委員会のみで権限に属する事項についても協議(＝自由な意見交換)を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がついた事項について尊重義務が生じます。

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

施行日：平成27年4月1日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育委員会制度、こう変わる

＜これまでの教育委員会の課題＞

- ＞ 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ＞ 教育委員会の審議が形骸化している
- ＞ いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ＞ 地域住民の民意が十分に反映されていない
- ＞ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



＜教育委員会の改革＞

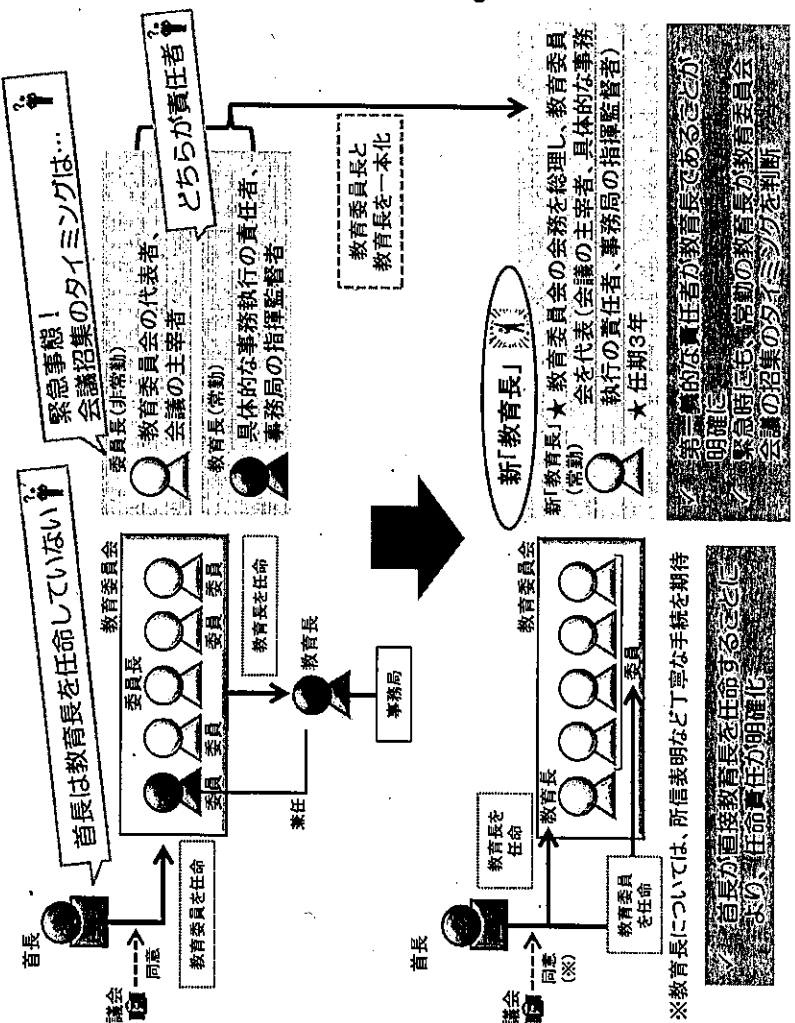
- ＞ 教育行政における責任体制の明確化
- ＞ 教育委員会の審議の活性化
- ＞ 迅速な危機管理体制の構築
- ＞ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ＞ いじめによる自殺等が起きた後ににおいても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

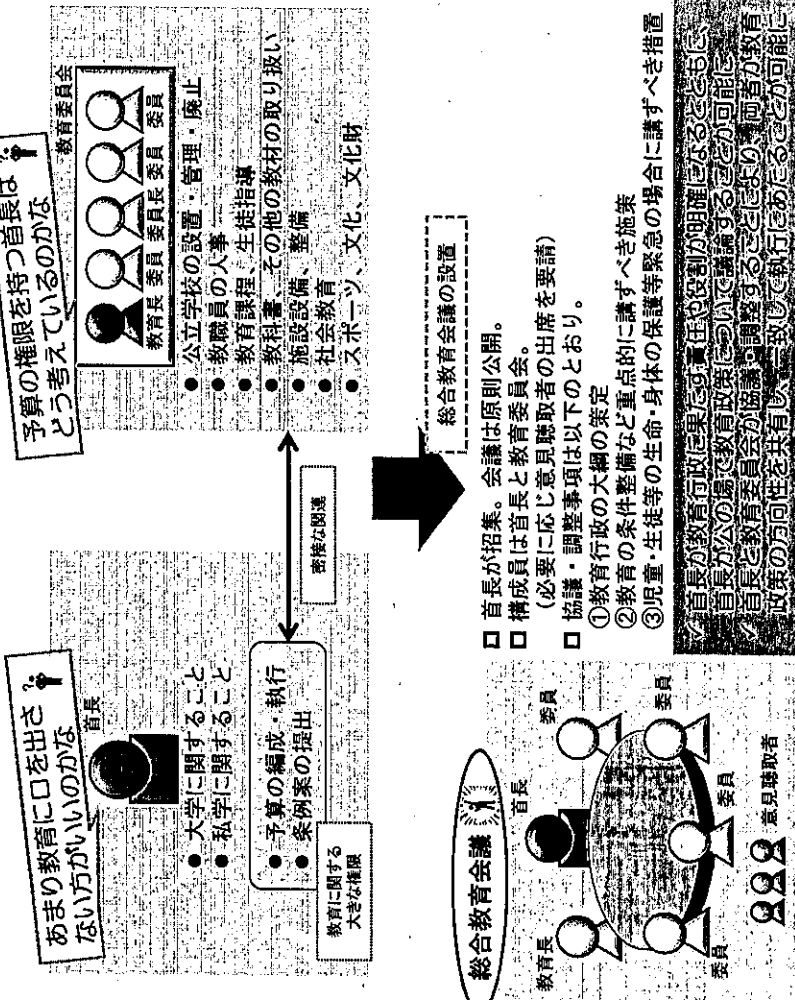
POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求が可能
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について(答申)(案)【概要】

平成 26 年 6 月 20 日
高大接続特別部会

1 高大接続・大学入学者選抜を巡る現状と課題

- 大学進学者の多様化
 - ・大学・短期大学への進学率:38%(S50)→55%(H25)
 - ・知識基盤社会の進展に伴う、高等教育を受ける必要性の高まり
- 大学入学者選抜の選抜機能の低下
 - ・大学入学志願者に対する入学者の割合(収容力):73%(S50)→92%(H25)
- 高校生・大学生の学習時間の減少や学習意欲の低下
- AO入試等の一部における不十分な学力把握
- 選抜性の高い大学における1点刻みによる学力検査への偏重
- 大学入試センター試験の肥大化と実施体制の限界
 - ・多数の出題教科・科目、50万人を超える大学入学志願者が同時受験

2 高大接続・大学入学者選抜の改善についての基本的な考え方

- 高等学校から大学までを通じて、「生涯学び続け、主体的に考える力」等、これからの時代に必要とされる力を育むためには、知識・技能とともに、知識・技能を活用する力を育成することが必要
- このため、高等学校教育、大学教育とその接点である大学入学者選抜との一体的な改革が必要
 - ・高等学校教育の質の確保・向上
 - ・大学教育の質的転換
 - ・能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換

3 高等学校教育の質の確保・向上

- 学校から社会・職業への円滑な移行促進
 - ・生涯にわたって学び続けるための基盤となる力を身につけるとともにどのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力等の獲得
 - ・体験的な学習活動を効果的に活用したキャリア教育の推進
- 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進
 - ・学び直しが必要な生徒や、優れた才能や個性を有する生徒への対応
- 幅広い資質・能力の多面的な評価
 - ・新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し
 - ・育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
- 達成度テスト(基礎レベル)(仮称)の在り方(別添☆)

4 大学の人材育成機能の強化

- 大学教育の質的転換
 - ・各大学の取組を促進するための国の重点的支援や大学評価の改善
- 大学入学後の進路変更の柔軟化
 - ・募集単位の大くくり化と入学後の学修支援・進路相談体制の充実
 - ・学部・学科を超えた履修機会の拡大(副専攻制度等)
 - ・編入学等の推進
- 厳格な成績評価の推進
 - ・GPA等の成績評価・管理システムの進級判定や卒業認定等への活用

5 大学入学者選抜の改善

- 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換
 - ・多面的・総合的な評価のための新たな枠組み(達成度テスト(発展レベル)(仮称)の創設)
 - ・各大学におけるアドミッション・ポリシーの明確化、国による策定事例集やガイドラインの作成
 - ・大学入学志願者に関する多面的な情報の提供、収集(調査書の活用・様式の見直し等)
 - ・様々な学習成果等を評価する枠組みの整備(資格・検定試験や課題探究型学習の成果物の活用等)
 - ・多様な能力等を評価・判定するための手法の開発・普及(言語運用力、数理分析力等を測る問題の研究開発等)
- 推薦・AO入試の改善
 - ・大学入学志願者に求められる基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する力の把握や合格発表期日に関するルール策定
- 各大学の取組を促進するための方策
 - ・各大学における入学者選抜実施体制の整備
 - ・各大学の改革の取組に対する国の重点的支援等

6 達成度テスト(発展レベル)(仮称)

- 達成度テスト(発展レベル)(仮称)の在り方(別添☆)

7 高等学校教育と大学教育の連携強化

- 大学の積極的な情報提供
- 大学レベルの教育に触れる機会等の充実
- 大学入学前の準備教育等の充実

「達成度テスト(基礎レベル)(仮称)」

◆目的・活用

- 高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を証明することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る

〈上記以外の活用方策〉

- 学習改善を図るためにテスト結果を高等学校での指導改善にも生かすこと
- 推薦・AO入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とすること

◆対象者

- 高校生の個人単位での受検又は学校単位での受検(希望参加型)
※できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討

◆内 容

- 国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定(選択も可能)
- 高等学校段階で共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能を測る。知識・技能を活用する力を測る問題も含める。※複数の教科を融合した問題を含めることも検討
- 各学校・生徒に対し、成績を段階で表示(各問題の正誤や正答率等も表示)

◆形 態

- 多肢選択方式を原則としつつ、一部記述式も検討

◆実施方法

- 在学中に複数回(例えば年間2回程度)受検機会を提供、高校2・3年での受検を検討(※高校1年からの受検も可能とするか検討)
- 年間の実施時期は、夏から秋までを基本として学校現場の意見等を聴取しながら検討
- 実施場所は、高校(学校単位)又は都道府県ごと(個人単位)に会場を設ける方向で検討

◆その他

- 「高等学校卒業程度認定試験」と統合する方向も含めて検討。
※その際、両制度の趣旨を踏まえたテスト問題の在り方等、多様な観点から検討

「達成度テスト(発展レベル)(仮称)」

◆趣旨・目的

- 大学及び大学入学者志願者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、大学入学志願者に求められる基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する力の測定を重視する

◆対象者

- 大学入学志願者を主たる対象とするが、大学で学ぶ力を自ら確認したい者(大学在学者や社会人等)の受験も可能とする

◆内 容

- 大学入学志願者に求められる基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する力を測る
- 知識・技能を活用する力を測定・評価するため、「合教科・科目型」や「総合型」の導入を目指し、専門家等による検討を行う
- 導入当初は、「合教科・科目型」や「総合型」の問題を「教科型」に加えて実施することが適当。その後、実施状況や次期学習指導要領の改訂の動向も踏まえつつ、「合教科・科目型」や「総合型」の部分の拡大を検討

◆出題・回答方式

- 記述式問題の出題については、CBT方式の導入に関する研究開発と合わせて検討。当面は、多肢選択方式により知識・技能を活用する力を測定する出題を充実

◆実施回数・時期

- 年複数回の実施については、当面、出題教科・科目の見直し等により1回の試験を1日で終えることを前提に、年2回の実施とすることが適当
- 実施時期については、高校教育への影響を考慮しつつ、高等学校関係者、大学関係者等を含めて協議を行う

◆成績表示の在り方と活用方法

- 「知識偏重の1点刻みの選抜」にならない利用が促進されるよう、素点による成績表示・提供は行わず、段階別表示のほか、標準化点数、百分位等により成績を提供

◆導入に向けた今後の取組等

- ①「合教科・科目型」や「総合型」の問題の具体的な枠組み、②記述式問題の導入、③CBT方式の導入、④成績表示の具体的な在り方については、専門家等による検討を行い、今後1年を目途に結論を得る
- 具体的な実施方法の検討を行うに際しては、「達成度テスト(基礎レベル)(仮称)」の在り方と一体的な検討を行う
- 可能なものから実施し、検討・準備や周知に必要な期間を考慮すると、早ければ平成33年度大学入学者選抜からの段階的实施を目指す